

市災害公営住宅入居者の二次募集を開始

5月12日(月)から6月13日(金)まで申し込み受け付けを実施します

昨年、市が整備する災害公営住宅の全団地を対象に、一斉入居申し込みを実施した結果、空き住戸となつてくる団地(表1)があることから、当該団地を対象に、二次募集の申し込み受け付けを実施します。

申し込みできる方

次の(1)または(2)に該当する方を対象とします。

なお、(2)に該当する方は(1)に該当する方と同時期に申し込みを受け付けますが、選考については、(1)に該当する方を優先的に選考し、その後、なお、空き住戸がある場合に入居が可能となります。

(1)震災により住宅を滅失した方

次の①～③までの条件を全て満たす方が対象です。
①いわき市から東日本大震災による被災証明の交付を受け、次のいずれかの項目に該当する方

- ・ 被災証明が全壊、全焼、流出であり、現に住宅が滅失した方
- ・ 被災証明が大規模半壊、半壊で通常の修繕では居住できないなどの理由により、解体することを余儀なくされた方
- ・ 半壊以上の被災証明の交付を受けている方で、震災後に住宅の損傷を契機として自己都合によらずに退去せざるを得なくなった借家人の方
- ② 現に住宅に困窮していることが明らかな方
- ③ 暴力団員でない方

申込方法

- ▼受付窓口 本庁舎1階特設窓口、小名浜・勿来・常磐・四倉支所の経済土木課(土・日曜日、祝日を除く平日の9時～17時)
- ▼受付期間 5月12日(月)～6月13日(金)

申し込み対象世帯など

- ・ 空き住戸がある団地を対象に、団地別、部屋の種別(一般、ペット)、間取り(2LDK、3LDK)により、第一希望から第三希望まで申し込みが可能
- ・ 申し込み対象世帯の単位は、震災時の世帯を基本とし、一世帯につき一戸の住宅の申し込みとする
- ・ 申し込み時点で世帯人数が六人以上の場合は、世帯分離して申し込みすることも可能
- ・ 世帯人数による間取りの制限は設けない

市災害公営住宅沼ノ内団地と錦団地で入居開始

3月に入居を開始した関船団地に続いて、4月から沼ノ内団地と錦団地の2団地でも入居開始となりました。

3月28日には、4月からの入居開始に先立ち、同2団地で竣工式と入居される代表の方に、鍵を渡す鍵引き渡し式を開催しました。



清水市長から鍵を受け取る沼ノ内団地の入居者

このほかの団地についても、一日も早い入居に向けて取り組みを進めていきます。

選考の方法

第一希望について、市災害公営住宅入居選考基準に基づき採点を行い、その点数の高い順に入居者を決定し、以下第二希望以降も同様に選考を行います。また、部屋の指定について

家賃の減免

では、選考基準に基づく点数が高い世帯から申込書の内容を考慮し、市が部屋を指定します。全階層一律、各住宅の管理開始から三年間は五十パーセント、四・五年目は

二十五パーセント、家賃を減免します(ただし、入居開始から四年目以降は「収入超過者」となる方を除く)。なお、震災復興土地区画整理事業などにより、住宅を解体し移転する方は本減免の対象とはなりません。

〈表1〉災害公営住宅の二次募集団地一覧

地区名	団地名(仮称)	住宅形態(集合・戸建)	種別	募集戸数			入居開始予定時期(平成26年4月現在)	1世帯当りの駐車可能予定台数
				2LDK(関船は2DK)	3LDK(関船、内郷は3DK)	合計		
久之浜地区	①久之浜	集合	一般	0戸	35戸	35戸	平成27年2月	1.7台
四倉地区	②四倉	集合	一般	2戸	0戸	2戸	平成26年10月	1.8台
			ペット	0戸	1戸	1戸	平成26年10月	
平地区	③沼ノ内	集合	一般	4戸	0戸	4戸	平成26年10月	1.9台
	④薄磯	集合	一般	8戸	23戸	31戸	平成26年10月	1.9台
	⑤豊間	集合	一般	3戸	0戸	3戸	平成26年10月	1.8台
内地郷地区	⑥内郷雇用促進住宅	集合	一般	-	187戸	187戸	平成27年10月 平成28年3月	1.0台
	⑦常磐湯本	集合	一般	0戸	1戸	1戸	平成28年1月	1.5台
常磐地区	⑧常磐関船	集合	一般	1戸	3戸	4戸	平成26年10月	1.0台
	⑨小名浜	集合	一般	1戸	0戸	1戸	平成27年11月	1.8台
小名浜地区	⑩錦	集合	一般	4戸	4戸	8戸	平成26年10月	1.9台
	⑪勿来関田	集合	一般	11戸	32戸	43戸	平成27年1月	1.9台
合計				34戸	286戸	320戸		

※上記のほかに車いす用の住宅(9戸)がありますので、希望される方はご相談ください。

原子力損害賠償の請求はお済みですか

原子力対策課 ☎22-1204

平成23年3月の東京電力(株)福島第一原子力発電所の事故による原子力損害賠償は、同年8月に国が賠償の基準となる「原子力損害の範囲の安定に関する中間指針」を定め、同指針に基づき東京電力(株)が賠償を実施しています。その消滅時効は民法の定めにより3年間となつていましたが、平成25年12月に原賠時効特例法が制定され10年間となったことから、引き続き賠償請求が可能となりました。

事故当時に、いわき市内に生活の本拠があった方や、事業を営まれていて風評被害などにより減収が生じた方などで、賠償の手続きがお済みでない方は、賠償の可否や請求方法などについて下記までお問い合わせください。

○お問い合わせ先など

▶東京電力いわき補償相談センター(相談・申請書受付窓口)

- ・ 平字大町7-2 明治安田生命いわきビル1階(年末年始・祝日を除く月～金曜日の9時～17時)
- ・ 小名浜定西299(年末年始・祝日を除く月～金曜日の9時～16時)
- ・ 植田町中央1-15-1 水野ビル1階(年末年始・祝日を除く月～金曜日の9時～16時)

※電話でのお問い合わせは、福島原子力補償相談室☎0120-926-404(年中無休9時～21時)へ。

▶原子力損害賠償支援機構(無料法律相談、予約制☎0120-330-540(年末年始を除く日の9時～17時))

- ・ 平字堂根町1-4 市文化センター2階(年末年始・毎月第3日曜日を除く毎週水・金・日曜日の11時～18時)
- ・ 錦町上川田21 勿来市民会館1階(年末年始を除く毎月第3土曜日の11時～18時)

▶原子力損害賠償紛争解決センター福島事務所いわき支所(説明・不服申立書受付窓口)

- ・ 平字堂根町1-4 市文化センター2階(年末年始・祝日を除く月～金曜日の9時～17時)

※電話でのお問い合わせは、☎0120-377-155(年末年始・祝日を除く月～金曜日の10時～17時)へ。

○お問い合わせ
住宅課入居係
☎22-7497